

QUICPay サービス規約

au フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が「au PAY あと払い会員規約」に基づき発行するカードレスカード（以下「本カード」といいます。）を Apple 社所定の方法で「QUICPay サービス」を通じてご利用いただく場合、本規約の内容に同意いただく必要があります。事前に必ず本規約をお読みください。

第 1 章 総則

第 1 条（目的等）

本規約は、当社所定の会員規約（当社ホームページに掲載する本カードに関する会員規約等をいい、以下「会員規約」といいます。）を承認のうえ、所定の方法で申し込みをし、当社が適当と認めた者（以下「会員」といいます。）が、Apple 社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」といいます。）を使用する方法により、QUICPay サービス（「QUICPay+サービス」を含みます。）を利用する場合の、当社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」といいます。）について定めるものです。会員は、本規約に同意の上、本規約にかかるサービスの提供を受けるものとします。なお、本規約に定めのない用語および事項については、会員規約が適用されるものとします。

第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとします。

（1）利用者

会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。

（2）Apple 社

利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する Apple Japan 合同会社または Apple Inc.をいいます。

（3）Apple Pay

Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」といいます。）に基づき同社が利用者に提供する本件モバイル端末による非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。

（4）本件アプリケーション

本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。

（5）指定カード

利用者が本件モバイル端末を用いて QUICPay サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。

(6) 本件モバイル端末

利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。

(7) トークン番号

利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いて QUICPay サービスを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。

(8) QUICPay サービス

株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と JCB を併せて「両社」といいます。）が単独または JCB が提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。

(9) QUICPay 加盟店

QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

(10) QUICPay+加盟店

QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

(11) 加盟店

以下①から③の総称をいいます。

- ① QUICPay 加盟店
- ② QUICPay+加盟店
- ③ インターネット等によるオンライン取引において Apple Pay を利用できる加盟店
(ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)

第 3 条 (契約手続き等)

会員が本規約に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple 社および当社所定の方法により本契約の申込みを行い、Apple 社および当社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、当社はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

第 4 条 (トークン番号)

1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の数字が表示されます。

2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店に対して、さらに加盟店から JCB に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが特定されます。

3. 利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトークン番号を管理しなければなりません。利用者は、本サービスおよびトークン番号を第三者に利用させてはなりません。

第 5 条 (付帯サービス)

1. 利用者は、第 3 章に定めるサービスのほか、利用者が本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを受けられる場合があります。

2. 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。

3. 両社が必要と認めた場合には、付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第 6 条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理)

1. 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により本サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

3. Apple Pay は、本件モバイル端末の占有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード (以下「本パスコード」といいます。)

を入力する方法による本人認証（以下「モバイル端末認証」といいます。）を当該占有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、当社はモバイル端末認証がなされたことにより、本件モバイル端末の占有者が利用者本人であると推定します。利用者は、本パスワード等を他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本パスワードとして登録しないよう、既に登録された本パスワードの変更を含めた必要な措置をとるものとします。

4. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能を利用する旨を本件モバイル端末において登録している場合、本件モバイル端末所定の方法により生体認証を行うことをもって、モバイル端末認証を行うことができる場合があります。生体認証機能によるモバイル端末認証が行われた場合、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。また、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本パスワードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合がありますので、利用者は引き続き、前項に定める義務を負うものとします。

5. 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づく、暗証番号等による本人認証は原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第 2 章 個人情報の取扱い

第 7 条（個人情報の収集、保有、利用、提供）

1. 利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」といいます。）は、両社が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

① 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等が Apple 社に登録した事項

② 本件モバイル端末の識別番号、端末の種別

③ 利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等

④ 本契約締結にあたり当社が Apple 社から提供される諾否に関する情報

2. 利用者は、両社が Apple 社に対して、(1)Apple 社における本契約締結後の管理、(2)Apple 社の利用者に対する本契約に関連するサービスの提供のために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、ならびに本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの

悪用に関する情報を提供することに同意します。

3. 利用者等は、両社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第 1 項に定める個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第 8 条（契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用）

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても両社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第 3 章 QUICPay サービス

第 9 条（利用可能な金額）

1. 利用者は、指定カードのショッピング利用可能枠の範囲内で、本サービスを利用することができます。

2. 前項にかかわらず、QUICPay 加盟店においては、1 回当たりの利用上限額は、20,000 円（ただし、加盟店がそれよりも低い金額を定めた場合には、当該金額）となります。

第 10 条（ショッピング利用）

1. 利用者は加盟店において、本サービスを利用することができます。加盟店には、原則として、JCB 所定のマーク（マークには複数の種類があり、QUICPay ホームページにおいて公表されます。）が表示されますが（ただし、非対面取引の加盟店の場合はこの限りではありません。）、当該表示のない加盟店であっても、本サービスを利用できる場合があります。なお、Apple Pay を利用できる店舗として、Apple 社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。

2. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、加盟店の一部において本サービスを利用することができません。また、指定カードが当社の公表する種類のカードである場合、利用者は QUICPay 加盟店において本サービスを利用することができません。

3. 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等によるオンライン非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつ Apple 社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会員規約に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められる場合があります。

4. 前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。

5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。

6. 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

第 11 条（支払区分）

加盟店においては、会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング 1 回払いのみとなります。ただし、利用者は、QUICPay 加盟店および QUICPay+加盟店において当社が認めた場合、会員規約に従い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い等の支払方法を指定することができる場合があります。

第 12 条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. 利用者は、加盟店が自己に対して取得する本サービスの利用に係る代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、当社もしくは JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

(1) 当社が加盟店に対し立替払いする可能性があること。

(2) JCB が加盟店に立替払いをしたうえで、当社が JCB に立替払いする可能性があること。

(3) JCB の提携会社が加盟店に立替払いをしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に立替払いする可能性があること。

2. 前項にかかわらず一部の加盟店においては、両社との契約が債権譲渡型の場合があります。その場合は、利用者は、加盟店が自己に対して取得する本サービスの利用に係る代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、当社もしくは JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

(1) 加盟店が当社に債権譲渡する可能性があること。

(2) 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いする可能性があること。

(3) 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が JCB の提携会社に立替払い

する場合があります。

3. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCB もしくは JCB の提携会社に立替払いをしたとき、また、当社が債権譲渡を受けたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されることを利用者は承諾するものとします。

第 13 条（知的財産権等）

本サービスに関する知的財産権等は両社に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者に帰属します。利用者は本サービスに係る情報を本規約で定められた用途以外に使用することはできません。

第 4 章 その他

第 14 条（本件モバイル端末の紛失、盗難）

1. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は利用者の負担とします。

2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の①および②の措置をとるものとします。

- ① Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
- ② 当社に対する届出

第 15 条（一時停止等）

1. 両社は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」といいます。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。一時停止をする期間は、当社または JCB の所定の方法で公表します。

2. 両社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。

- (1)本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
- (2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
- (3)本サービスまたは本決済システムのセキュリティ上、当社または JCB が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合
- (4)上記各号のほか、当社または JCB が本サービスを一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合

第 16 条 (免責)

1. 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。

(1) 本件モバイル端末（これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。）もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

(2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合

(3) Apple 社または JCB が利用者に対して Apple Pay にかかるサービス提供を停止もしくは中止している場合、その他 Apple 社または JCB の事情に起因する場合

(4) 前条に基づき、本サービスが一時停止または中止された場合

2. 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

第 17 条 (契約期間)

1. 本契約は、第 3 条の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日に成立し、契約期間は当社が指定するものとします。

2. 前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続きを行うことにより、いつでも本契約を中途解約することができます。

3. 当社は当社所定の方法により事前に利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。

第 18 条 (解除等)

1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。

2. 次の(1)から(7)のいずれか各号に該当するときは、当社からの催告および通知を要せず本契約は終了します。

(1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき

- (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき
- (3) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があり、本契約の解除が必要と当社が判断したとき
- (4) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき
- (5) 利用者の与信状況が著しく毀損した場合
- (6) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
- (7) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき

第 19 条（準拠法）

本規約および本契約に関する準拠法は日本法とします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

利用者は、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 21 条（本規約の改定）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、必要に応じて本規約を改定できるものとします。この場合において、当社は、別途定める場合を除き、当社のホームページに掲載する等、当社が個別に所定する方法により通知し、当社の通知以降における本サービスのご利用については、当該掲載された規定が適用されます。

（2024 年 10 月 28 日制定）